

養育費確保支援に関する厚生労働省の取り組みについて

令和4年3月28日 規制改革推進会議 人への投資ワーキング・グループ（第5回）

厚生労働省 子ども家庭局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

厚生労働省の取組

法務省と厚生労働省の連携について

自治体の取組事例

離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を実施する。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

<補助単価> 1,500万円

<モデル事業イメージ>

地方自治体



民間団体

<事業の全部又は一部を委託可>

事例集等で事業活用を促進
<https://www.mhlw.go.jp/content/000689472.pdf>

国（厚生労働省）

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,500万円）

（1）親支援講座

親支援講座

養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

情報提供

親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

戸籍・住民担当部署との連携強化

戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。

離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

公正証書等による債務名義の作成支援

公正証書等による債務名義を作成を支援する。

保証契約支援

保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

戸籍抄本等の書類取得補助

家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

弁護士等による個別相談支援

弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

その他先駆的な取組

～ のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組



子どもの心情の理解

離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減

同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消

養育費や面会交流に関する取り決めを促進

ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能

養育費の履行を確保



(参考) 離婚前後親支援モデル事業 実施自治体数

令和2年度

補助金交付決定ベース

31 自治体



令和3年度

補助金交付決定ベース

96 自治体

うち、
養育費の履行確保等に資する取組の実施

87 自治体

(具体的な取組)

- ・ 公正証書の作成支援
- ・ 保証会社へ支払保証料補助 等

養育費等支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

目的

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関する相談や、リーフレット等による情報提供、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、講演会の開催等を実施する。

弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

実施体制・実施方法

養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、養育費等相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。

また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料や財産分与などの法律問題にも応じる。

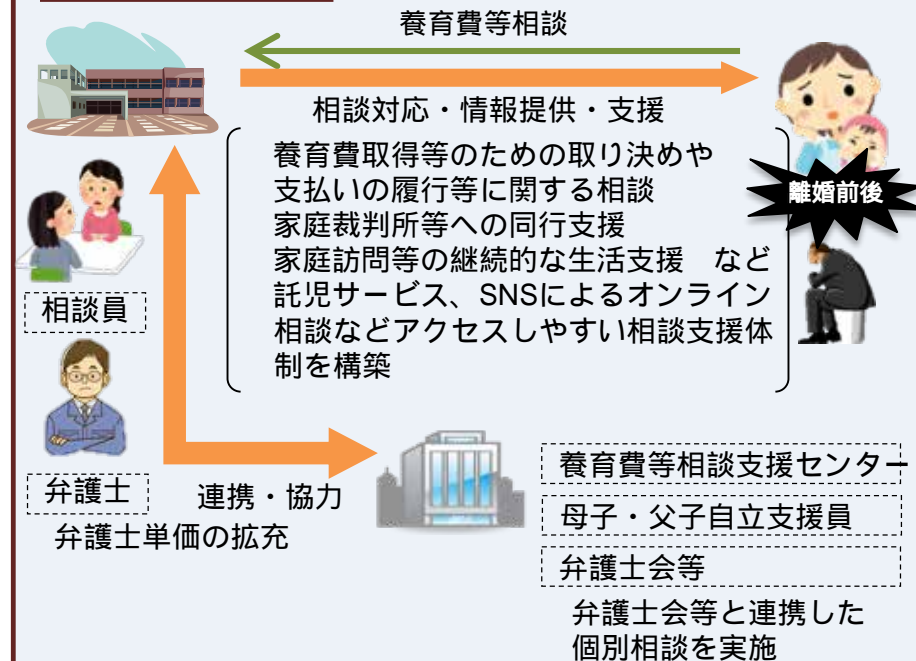
生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【令和4年度予算案】母子家庭等対策総合支援事業(160億円)の内数

事業イメージ



養育費等相談支援センター事業

目指すべき方向

養育費の取決め率の増	(母子家庭) 約43%	(父子家庭) 約21%	ひとり親家庭の生活の安定 ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長
養育費の受給率の増	約24%	約3%	

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

養育費等相談支援センター設置の趣旨

夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費等の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【現在の委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
母子家庭等からの電話、メールによる相談対応

- ・電話相談：0120-65-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
- ・メール相談：info@youikuhi.or.jp

〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）令和元年度実績 ・相談延べ件数：7,082件、・研修等の実施：60回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

リーフレット等による情報提供
養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
母子家庭等への講習会の開催
弁護士による法律相談（平成28年度から）

- ・養育費等支援事業実施自治体数：110自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：6,333件
養育費専門相談員の設置：44か所、63名
- ・弁護士による相談実施自治体数：103自治体
弁護士による相談延べ件数：4,611件

・研修
・サポート

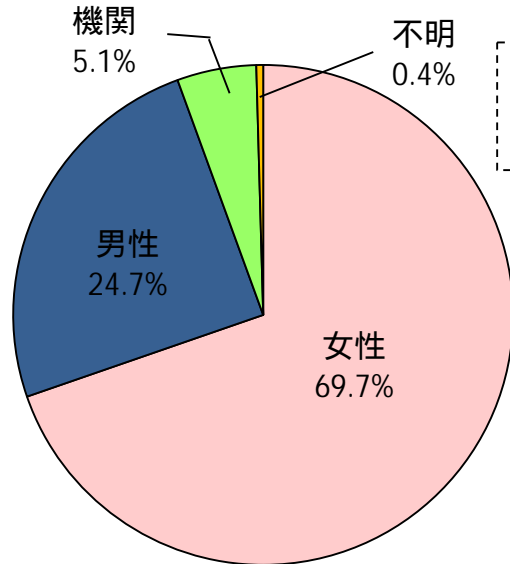
・困難事例
の相談

養育費等相談支援センターにおける相談実績等（令和元年度）

相談支援

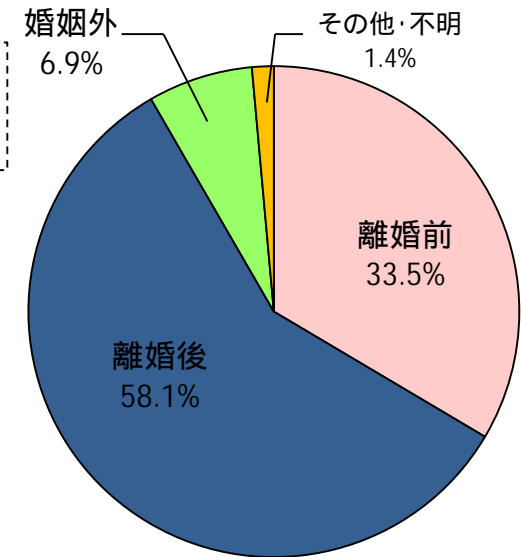
相談者別内訳（N = 5,660）

女性が69.7%、男性が24.7%と女性からの相談が多くを占める。



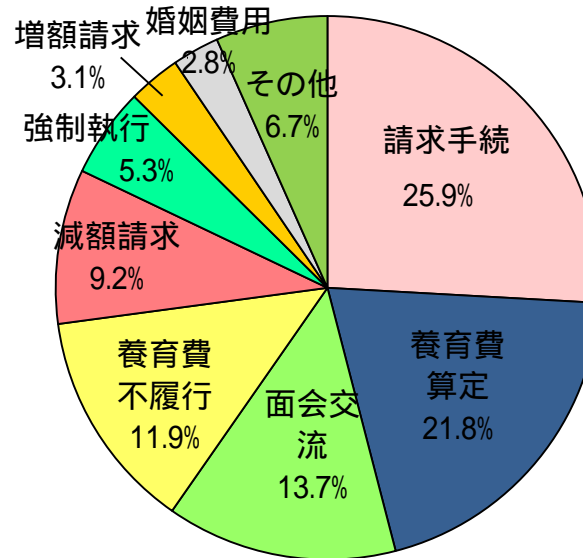
相談時期内訳（N = 5,660）

離婚後が58.1%、離婚前が33.5%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N = 7,082） 複数選択有

請求手続が25.9%と最も多く、養育費の算定が21.8%、面会交流が13.7%と続いている。



研修実施

母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
 ・ 7月、10月に開催
 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣 60か所

厚生労働省の取組

法務省と厚生労働省の連携について

自治体の取組事例

養育費に関する最近の動き

◆法務省・厚生労働省 不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース

不払い養育費の確保のための公的支援の問題を中心に、必要な取組を加速するとともに、具体的な論点整理や課題の分析を進めた。

- ・令和2年6月12日、両省の審議官級で立ち上げ。同年12月24日まで6回にわたって開催。
- ・養育費の立替払い制度・取立て制度に関して、導入に当たって理論上考えられる論点と課題等について整理。
- ・令和3年2月5日にはタスクフォースの議論を踏まえて、両省から自治体における戸籍部門とひとり親支援部門にそれぞれ通知、連携強化の推進を呼びかけた。

(連携強化の内容)

法務省作成の養育費等に関するパンフレットの活用

自治体の戸籍担当部署に設置すると共に、ひとり親支援担当部署でも積極的に活用

戸籍担当部署とひとり親担当部署の連携

離婚届用紙の受け取り等で戸籍担当窓口を訪れた、支援が必要な方についてひとり親支援担当窓口の相談支援に繋げていく。

離婚前後親支援モデル事業の活用（資料P8）

1か所あたり単価の上限を1,713千円から15,000千円に引き上げ、戸籍・住民担当部署とひとり親支援担当窓口の連携強化や、自治体等が実施する養育費の履行確保に資する先進的な取り組みに活用できるよう、大幅な拡充を行った。

◆法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

運用の見直しで対応すべき課題から、新たな立法課題まで幅広く議論を行った。

- ・法務大臣勉強会（令和2年1月～5月開催）で指摘された、養育費に関する取り決めの促進、支援・相談体制の充実・強化等の課題について、ひとり親世帯の視点を踏まえ検討。
- ・令和2年6月29日、弁護士や研究者等の有識者を構成員として立ち上げ。同年12月21日まで12回にわたって開催。自治体、支援団体、法律専門家等からのヒアリングを実施。
- ・12月24日最終とりまとめ。制度の見直し、制度的あり方等の今後の検討を提案。

◆法務省法制審議会家族法制部会

「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規程等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」（諮問第113号）

- ・令和3年3月30日第1回開催、令和4年2月22日に第12回開催。令和4年度も引き続き開催予定。

戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化 (法務省・厚生労働省連携)

現状

離婚の当事者は、離婚届の提出については戸籍の担当窓口、ひとり親となることに伴う相談・支援についてはひとり親支援の担当窓口、にそれぞれ相談等を行うこととなるが、これらの窓口間で連携が進んでいる状況にはない。

戸籍の担当窓口

離婚届用紙の配布・離婚届の受理
養育費・面会交流パンフレットの配布

離婚時点・全員

連携不十分
との指摘

ひとり親支援の担当窓口

ワンストップでの相談支援
子育て・生活支援 就業支援 養育費確保支援 経済的支援

主として離婚後・希望者のみ

将来像

目指すべき姿

- 離婚に伴い支援が必要な者を行政が能動的に把握し、プッシュ型での支援を提供
- 支援を希望する者にワンストップで寄り添い型の支援
- 離婚を考える親が知っておくべき事項を一元的に提供
- 法務省と厚生労働省が省庁横断的に丸となって支援

戸籍部門とひとり親支援部門の連携 (自治体におけるワンストップでの相談支援の充実・強化)

戸籍の担当窓口

離婚届用紙の配布・離婚届の受理
養育費・面会交流パンフレットの配布

離婚届用紙の配布や離婚届受理のタイミングを活用するなどして、支援が必要な者を能動的に把握

連携し相談支援等へ誘導

ひとり親支援の担当窓口

ワンストップでの相談支援
子育て・生活支援 就業支援 養育費確保支援 経済的支援

プッシュ型での寄り添い支援

養育費・面会交流パンフレット 充実

離婚届用紙に挟んで配布するなど、確実に交付される工夫を検討
婚姻費用分担や、子に関する社会保障給付 (児童手当、児童扶養手当等) に関する記載の追加を検討

別居時リーフレットの作成 新規

婚姻費用、児童手当の振込先変更等、別居時に知っておくべき事項を記載したリーフレットの作成を検討

親ガイダンス動画の作成 新規

養育費・面会交流を中心に、離婚時に決めておくべき事項やその意義等を解説した動画の作成を検討
離婚届用紙の受取り等のタイミングを活用して、動画の概要やURL等を周知

自治体への法的支援強化 新規

弁護士の機能的配置やITツールを用いた対応等のモデル事業を実施し、課題等を調査・分析してさらなる支援につなげていくことを検討
自治体職員等を対象とする養育費に関する説明資料等の作成・提供を検討

連携しながら施策を実現

オンライン相談等の実施 充実

SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援の実施を検討

専門的な相談支援体制 充実

自治体における養育費に関する相談支援について、法的支援など専門的な相談支援体制の充実を検討

離婚前からの親支援 充実

より早期の低葛藤時点からの支援のため、弁護士等の専門家による支援、民間団体等による個別支援などの充実を検討

先駆的な事業への支援 充実

自治体が先駆的に実施する事業に対するモデル事業での支援につき充実を検討 (例)公正証書等による債務名義の作成補助、保証契約を締結した際の保証料の補助等

厚生労働省

法務省

両省の施策を相互に活用・紹介

法務省作成のパンフレット・動画等をひとり親支援で活用
法務省による法的支援・法律相談援助の充実を自治体で活用
ひとり親支援の担当窓口を戸籍の担当窓口で紹介

厚生労働省の取組

法務省と厚生労働省の連携について

自治体の取組事例



養育費の履行確保等に関する 取組事例集

令和2年10月29日
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

POINT

養育費取り決めサポート（手続支援・費用補助）

取組内容

◆ 養育費取り決めサポート（令和2年8月～）

養育費の債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

- 1 手続支援
養育費請求調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスする。
- 2 費用補助
債務名義作成にかかる費用（調停申立費用または公証人手数料等）を補助する。

要件 明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費の取り決めを検討していること。

令和2年7月1日以降に負担した費用が対象。

費用負担後6か月以内の申請が必要。

< 必要書類 >

- （共通）
申請書
請求書
- （調停申立等の場合）
調停申立等を行ったことが分かる書類（受付印が押された申立書や呼出状など）
- （公正証書作成の場合）
公正証書
領収書

< 利用実績（令和2年9月24日現在） >

- 1 手続支援
3件
- 2 費用補助
（調停申立）
申請2件（こども6人）
（公正証書作成）
申請6件（こども11人）

POINT

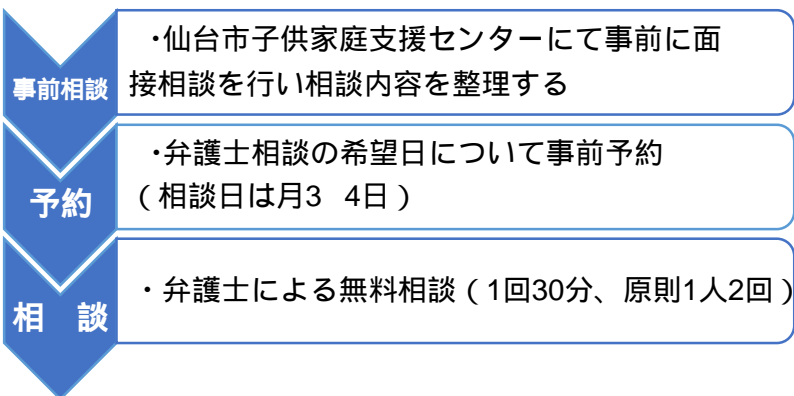
養育費等専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーの実施
保証契約補助の実施

取組内容

1 養育費等専門相談と同行支援及び法律相談、セミナーの実施

- ・ 仙台市在住の母子家庭の母、寡婦（既に子が20歳に達し現在も配偶者のいないひとり親の女性）、離婚を検討している方、離婚協議中の方を対象として、**養育費専門相談と同行支援及び法律相談・セミナーを仙台市母子家庭相談支援センター**（母子家庭等就業・自立支援センター（委託先：公益財団法人 せんだい男女共同参画財団））にて実施。
- ・ **養育費等専門相談**：養育費専門相談員が養育費等に関する相談に電話又は面談で応じる。
- ・ **同行支援**：一人で関係各所へ行くことや手続きに不安がある方に、女性の同行支援員が付きそう。
- ・ **法律相談**：養育費に関して弁護士が相談に応じる（原則として人2回、1回30分、要予約）。土曜は女性弁護士が対応。（センターから弁護士会に弁護士の派遣を依頼）
- ・ **セミナー**：養費や調停手続きに関するセミナーを実施。

< 弁護士相談までの流れ >



< 相談実績（見込み） >

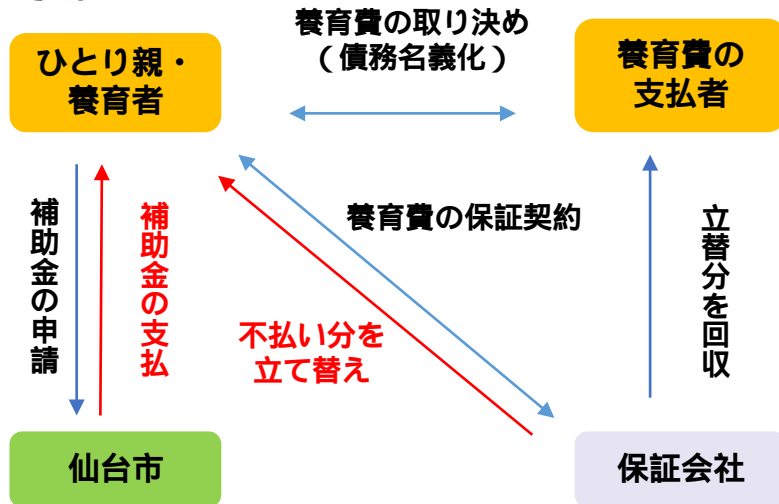
- ・ 養育費等専門相談、同行支援は令和2年度より開始。
- ・ 養育費等専門相談（含む法律相談）は令和2年7月末時点で62回実施、のべ62人が利用。
- ・ セミナーは令和2年度に3回実施予定。

取組内容

2 保証契約保証料補助の実施

- 債務名義化されている養育費について、ひとり親家庭の親又は児童の養育者が**新たに保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助（上限5万円）**することにより、ひとり親家庭の収入の安定的確保を支援する。
 - 養育費保証契約・・・養育費の支払者からの支払がない場合に、保証会社が立て替える契約
 - 債務名義化・・・強制執行認諾約款付公正証書や調停調書などの公文書で養育費の取り決め内容を定められていること
- 対象者・・・仙台市内に居住するひとり親家庭の母、父、または養育者であって、当市指定の要件を満たす方

< 事業イメージ >



< 補助までの流れ >

- 1.申請者が保証会社に直接連絡して保証契約の審査を受ける
- 2.保証会社の審査が通ったら、保証会社との契約前に市に補助金の申請
- 3.市から交付決定通知が届いたら保証会社と契約締結
- 4.保証会社と契約後、市に実績報告
- 5.仙台市から申請者に補助金を支払

< 利用実績 >

- ・令和2年度8月時点で4名が補助金申請済

POINT

弁護士による無料相談の実施

取組内容

◆ 養育費等法律相談事業の実施

- ・ 相模原市在住・在勤・在学の離婚を検討している方、離婚協議中の方、ひとり親の方等を対象として、離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、**無料の弁護士相談を実施**。
- ・ 弁護士との相談には、相談者の希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、養育費にかかわらず、活用できる支援等があれば相談後に情報提供等を実施。

- ・ 相談場所： 各区の相談室等（3箇所）
- ・ 相談日： 毎月第3火・水・木曜日（定員は各日2人まで）（年間最大72件の相談を受付可）
- ・ 相談時間： 1回60分
- ・ 委託先： 神奈川県弁護士会

< 相談までの流れ >

事前予約

- ・ 相談を希望する方から、電話または窓口で事前予約

相談

- ・ 弁護士による無料相談

< 相談実績 >

- ・ 令和元年度は67件の弁護士相談を実施
- ・ 内、養育費に関する相談は55件
- ・ 離婚前の相談が7割以上
- ・ 令和2年4月～9月にかけては、35件の相談を実施